

非核三原則の法制化を求めることについて

要 旨

日本は核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきである。「非核三原則」の法制化を求める意見書を政府および国会に提出することを求める。

理 由

広島・長崎の被爆から65年目を迎えます。人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲が二度と生まれぬことを強く願って運動を続けてきました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。

その願いに、今、一筋の光が見えてきました。核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が昨年4月5日プラハで、核兵器のない世界を追求していくことを明言したのです。

今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。そのために、私たち被爆者は、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませぬ「非核三原則」の法制化を求めます。この願いが、被爆者のみでなく、国民的意義があることをご理解いただき、「非核三原則」の法制化を促す決議を採択され、政府（総理大臣）および国会（衆参両議院議長）にその意見書を提出くださるよう陳情いたします。

平成22年2月3日

陳 情 者 能代市出戸本町2 - 34
秋田県原爆被害者団体協議会
会長 小 山 春 雄

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様